

令和 6年 3月 4日 議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町条例第3号

佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第3号

佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

佐用町職員の給与に関する条例（平成17年佐用町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務手当」を加える。

第13条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員等のうち、」を「第13条の3第1項の規定により在宅勤務手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第13条の2の次に次の1条を加える。

（在宅勤務手当）

第13条の3 在宅勤務手当は、住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の時間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。

2 在宅勤務等手当の月額3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。